

特別企画：金融円滑化法に関する金融機関アンケート調査

計画目標達成企業の割合、 金融機関の過半数が「4割以下」と回答

～今後の倒産減少を見込む金融機関はゼロ～

はじめに

多くの中小企業の資金繰りを助け、倒産を回避させてきた金融円滑化法の適用期限（2013年3月末日）まで、あと3ヵ月余り。11月1日に金融担当大臣が改めて談話を発表したとおり、同法の期限到来後も「借り手である中小企業の状況を把握し、円滑な資金供給に努めるべき」という金融機関のスタンスは何ら変わらない見通しである。しかし、足元では、金融機関から同法に基づく貸出条件変更等の支援を受けているにも関わらず、業績不振などから倒産に至る企業倒産（「金融円滑化法利用後倒産」）が増加している。

こうしたなか、貸出条件の変更を受けた企業の現状を把握し、今後の動向を推測するために、帝国データバンクでは金融機関に対し「金融円滑化法に関するアンケート調査」を実施。これまでの取り組みの「現状」と、金融円滑化法の期限到来を踏まえた「今後の見通し」を聞いた。

なお、同様のアンケートは今回が初めてである。

【調査対象】 全国 516 の普通銀行（信託銀行、ネット専業銀行は除く）、信用金庫、信用組合

【調査期間】 2012 年 10 月 30 日～11 月 28 日

【調査方法】 調査票（選択式および記述式）郵送

【回答数】 359 機関（回答率 69.6%）

金融機関分類別 = 普通銀行：56、信用金庫：220、信用組合：83

本店所在地別 = 北海道：27、東北：38、関東：75、北陸：35、中部：55、

近畿：40、中国：31、四国：12、九州：46

調査結果

1. 金融機関が融資取引を行っている企業のうち、貸出条件の変更等を実施した企業の割合は「20%以下」との回答が 66.9%を占め、また「21～40%」は 28.4%となった。
2. 金融機関が経営改善計画の提出を受けている企業のうち、計画目標を達成している企業の割合は「40%以下」とどまととの回答が過半数を占めた。
3. 金融円滑化法の期限到来後、再度の条件変更を申し込まれた場合、これに応じると見込まれる企業の割合は「81%以上」との回答が業態を問わず最多となった。
4. 同法の期限到来後の企業倒産動向について、「やや増加する」との回答が 58.2%を占めトップ。「大幅に増加する」1.7%と合わせ、企業倒産が増加すると見込む金融機関が 6 割を占めた。

1. 貸出条件の変更を実施した企業の割合 ～「20%以下」との回答が6割超～

金融機関が融資取引を行っている企業のうち、金融円滑化法施行中に貸出条件の変更を実施した企業の割合を聞いたところ、金融機関全体では226機関（構成比66.9%）が、条件変更を実施した企業は「20%以下」とどまると回答。業態別で見ても「普通銀行」「信金」「信組」を問わず「20%以下」が最多となった。「21～40%」と回答した96機関（同28.4%）とあわせ、9割超の金融機関が条件変更を実施した企業の割合を40%以下と回答した。

他方、条件変更を実施した企業が「81%以上」を占める「信金」が2金庫みられた。「普通銀行」「信金」「信組」の3業態を比較しても、「信金」は貸出条件の変更を実施した企業の割合が高く、69金庫（同32.9%）が21%以上を占めると回答している。

また、「信金」「信組」あわせて7機関（同2.1%）が変更した企業の割合を「把握していない」。

貸出条件の変更を実施した企業の割合							
(単位:行、金庫、組合)							
	普通銀行		信用金庫		信用組合		合計
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)	構成比 (%)
20%以下	34	70.8	138	65.7	54	67.5	226 66.9
21～40%	11	22.9	64	30.5	21	26.3	96 28.4
41～60%	3	6.3	3	1.4	1	1.3	7 2.1
61～80%	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0 0.0
81%以上	0	0.0	2	1.0	0	0.0	2 0.6
把握していない	0	0.0	3	1.4	4	5.0	7 2.1
回答数	48	100.0	210	100.0	80	100.0	338 100.0

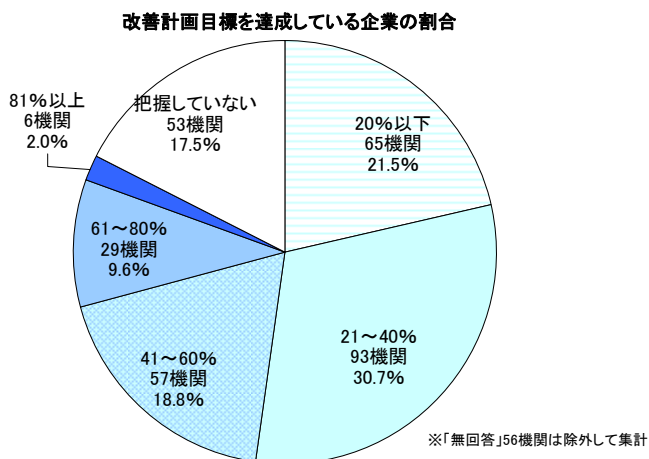
注:「無回答」21機関は除外して集計

2. 改善計画目標を達成している企業の割合 ～「40%以下」との回答が過半～

経営改善計画の提出を受けている企業のうち、計画目標を達成している企業の割合を聞いたところ、「21～40%」との回答が93機関（構成比30.7%）を数えトップ。次いで「20%以下」が65機関（同21.5%）。以上あわせて、目標を達成している企業の割合が40%以下にとどまるとの回答が計158機関（同52.1%）を数え、過半数を占めた。

また、目標達成企業の割合を「把握していない」との回答が53機関（同17.5%）。

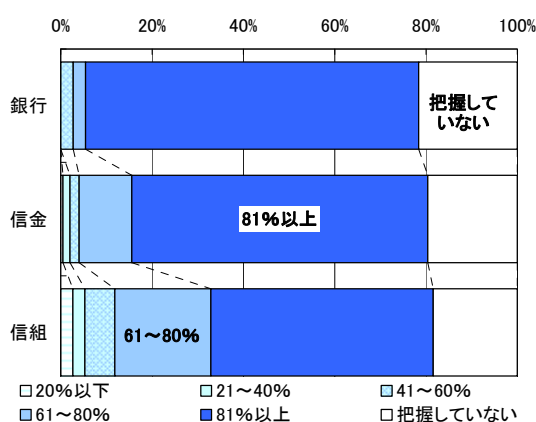
貸出条件変更要請に対する実行率が9割を超えるなか、当初の想定より景気低迷は長期化しており、経営改善が進まないどころか、さらに悪化しているケースも散見される。今回の調査では、条件変更を受けた中小企業の多くで“まだ経営は立ち直っていない”という実態が鮮明となった。



3. 再変更依頼に応じる見込み ～「81%以上」応じるとの回答が最多～

現在、条件変更を実施している企業から、金融円滑化法終了後に再度の条件変更の申込みがあった場合、これに応じると見込まれる企業の割合を聞いたところ、「81%以上」との回答が「普通銀行」「信金」「信組」を問わず最多となり、合計 193 機関（構成比 61.9%）にのぼった。

しかし、一方で「把握していない」金融機関が、「普通銀行」8 行（同 21.6%）、「信金」39 金庫（同 19.6%）、「信組」14 組合（同 18.4%）を数え、合計 61 機関（同 19.6%）と全体の約 2 割を占めた。また、「無回答」も全体で 47 機関にのぼり、現時点では不確定要素が多く“判断できない”、または“まだ一概に回答できない”金融機関が多いことも浮き彫りとなった。



再変更依頼に応じると見込まれる企業の割合

(単位: 行、金庫、組合)

	普通銀行		信用金庫		信用組合		合計	
	構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)	
20%以下	0	0.0	1	0.5	2	2.6	3	1.0
21～40%	0	0.0	3	1.5	2	2.6	5	1.6
41～60%	1	2.7	4	2.0	5	6.6	10	3.2
61～80%	1	2.7	23	11.6	16	21.1	40	12.8
81%以上	27	73.0	129	64.8	37	48.7	193	61.9
把握していない	8	21.6	39	19.6	14	18.4	61	19.6
回答数	37	100.0	199	100.0	76	100.0	312	100.0

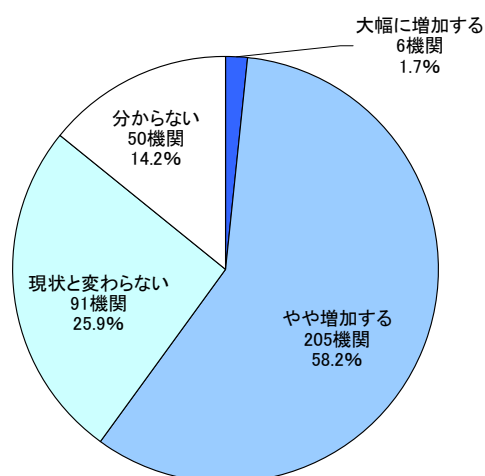
注: 「無回答」47機関は除外して集計

4. 金融円滑化法終了後の企業倒産動向 ～減少を見込む金融機関はゼロ～

金融円滑化法終了後の企業倒産動向を聞いたところ、金融機関全体では「やや増加する」との回答が合計 205 機関（構成比 58.2%）を数えトップ。「大幅に増加する」と見る 6 機関（同 1.7%）と合わせ、企業倒産が増加すると見込む金融機関が 6 割を占めた。

金融機関の内訳をみると、「普通銀行」は「現状と変わらない」との回答が 21 行（同 38.9%）を数え最多。一方、「信金」「信組」では「やや増加する」が 146 金庫（同 67.0%）、40 組合（同 50.0%）と、それぞれトップとなり、倒産動向に関する見方は「普通銀行」よりも「信金」「信組」の方がシビアに見ているという結果が得られた。

金融円滑化法終了後の企業倒産動向



金融円滑化法後の企業倒産動向

(単位: 行、金庫、組合)

	普通銀行		信用金庫		信用組合		合計	
	構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)	
大幅に増加する	0	0.0	4	1.8	2	2.5	6	1.7
やや増加する	19	35.2	146	67.0	40	50.0	205	58.2
現状と変わらない	21	38.9	47	21.6	23	28.8	91	25.9
やや減少する	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大幅に減少する	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
分からない	14	25.9	21	9.6	15	18.8	50	14.2
回答数	54	100.0	218	100.0	80	100.0	352	100.0

注: 「無回答」7機関は除外して集計

参考 「金融円滑化法利用後倒産」の発生状況

11月の「金融円滑化法利用後倒産」は43件判明。集計開始以来最多を記録した前月（51件）との比較では15.7%下回ったものの、前年同月（25件）では72.0%の大幅増加を記録した。2012年の件数推移を見ると、7月から明らかな増加基調を示し11月までで累計361件となった。12月も増加基調が継続する可能性が高く、「金融円滑化法利用後倒産」の年間合計は、2011年（194件）の2倍を超える公算である。なお、2009年12月からの累計は、2012年11月までで578件となっている。

「金融円滑化法利用後倒産」の推移

月	2009年		2010年		2011年		2012年	
	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)
1	-	-	0	0	6	1,531	32	17,038
2	-	-	0	0	9	3,762	25	13,429
3	-	-	0	0	15	4,961	26	15,367
4	-	-	0	0	17	10,462	22	34,063
5	-	-	0	0	14	7,446	24	17,050
6	-	-	0	0	7	5,721	16	17,523
7	-	-	2	851	17	21,986	41	45,705
8	-	-	2	316	16	17,370	45	28,241
9	-	-	4	574	19	19,100	36	19,906
10	-	-	1	2,042	22	16,913	51	21,579
11	-	-	3	4,546	25	10,211	43	42,520
12	0	0	11	6,092	27	14,341		
合計	0	0	23	14,421	194	133,804	361	272,421

まとめ

「金融円滑化法の適用期限が到来すると、金融機関の対応が一転し支援を打ち切られるのではないか」という中小企業の不安は、今回のアンケート結果を見れば払拭されるものと思われる。同法期限後も再度の条件変更に応じるとの回答が多くを占めた。

しかし、その一方で6割の金融機関が、来年の4月以降「企業倒産が増加する」と想定していることが判明した。金融機関は、支援を続けても業績回復が見込めずに倒産してしまう企業が増加すると見ている。返済猶予等では解決できない構造的な経営課題を抱えている中小企業は多い。また、同法期限後に金融機関同士の協調体制が維持されるかどうかに疑念を抱く金融機関もある。小規模の金融機関からすれば、再度のリスクに応じたとしても、メガバンク等が支援を継続しなければ“焼け石に水”で、当該企業は倒産を余儀なくされると考えている。

今後を占ううえで、過半数の金融機関が、経営改善計画における目標達成企業の割合を「4割以下」ととどまると回答したことは見逃せず、目標達成の厳しさが改めて浮き彫りとなった。また、53もの金融機関（構成比17.5%）が、融資先の計画達成度合いを「把握していない」と答えている。金融庁は、金融円滑化法を通し、金融機関が融資先の資金繰りだけでなく、融資先の状況をきめ細かく把握し経営課題の解決を支援するよう求めていた。それこそがコンサルティング機能である。融資先の状況を把握していなければ、当然、コンサルティング機能は働かず、経営再建は叶わない。このような企業を中心に、同法終了後の企業倒産は増加すると言わざるを得ない。

【 内容に関する問い合わせ先 】

(株) 帝国データバンク 産業調査部 加藤達朗、早川輝之
TEL 03-5775-3073 FAX 03-5775-3169

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。報道目的以外の利用につきましては、著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。